

平成 31 年 3 月 定 例 会

総務建設委員会記録

平成31年 3月11日 (月)

午前10時00分

全員協議会室

付託案件 議案第 4号 有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

議案第 5号 有田市森林環境譲与税活用基金条例

議案第 6号 不動産の買入れについて

出席者

委員 浜口元司委員長 福永広次副委員長
生駒三雄委員 岡田行弘委員
池田敦城委員

万賀幸雄議長

経営管理部 嶋田博之部長 喜多俊充参事
大松満至経営企画課長 上田敏寛防災安全課長
山本芳規秘書広報課長 御前一晃総務課長
伊藤めぐみ人事係長

経済建設部 河野孝司部長 成田裕幸理事
鎌田利宏産業振興課長 大浦秀和有田みかん課長
脇村哲弘建設課長 栗山京三地籍調査課長
桑原伸浩地籍調査課主幹

消防本部 山本 崇消防長 田邊隆義次長
梅本敦夫総務課長 嶋田富司警防課長

出納室 森川直子会計管理者

議会事務局 田中 聡局長 福永康一次長
大谷真也書記

開 会

浜口委員長挨拶

議案第 4号 有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第 5号 有田市森林環境譲与税活用基金条例
(大浦有田みかん課長 説明)

○生駒委員：この木材利用の促進や普及啓発、この木材の利用とは、どのようなことに木材の利用を考えていますか。

○大浦有田みかん課長：想定しておりますのは、公共施設の木造化、木質化ということで、木造の公共建築物を建てるとか、公共建築物の内装を木質化というようなことをメインに考えております。

以上です。

○生駒委員：これは、公共に限るのですね。例えば、新しい民間の家を建てようとしたところへは、何かそういうことをするという事は考えていないということですか。

○大浦有田みかん課長：個人住宅等へのこの基金の充当は考えてはおりません。

○浜口委員長：いいですか。ほかに議案に対する質疑はございませんか。どうぞ。

○岡田委員：以前、これは有田市で3%ほど対象になるとあったと思うのですが、3%でよかったですか。

○大浦有田みかん課長：森林環境譲与税の譲与基準というのは3種類ございまして、一つは人工林のうちの私有林、もう一つは林業就業者、もう一つは国勢調査の人口によって配分されますけれども、その一つの私有林の人工林の面積については、県の資料によりますと、有田市で3ヘクタールという情報ももらっております。

以上です。

○岡田委員：金額的には。

○大浦有田みかん課長：31年度予算においては、135万円を計上しておりますけれども、今後の県の試算によって額が減るという可能性、変動するという可能性もございます。

以上です。

○岡田委員：森林譲与税と言ったら、対象が1人1,000円ぐらい徴収されるように聞いたのですが、有田市ではどのぐらいの額が。

○大浦有田みかん課長：税額としましては、住民税均等割が課税されている国民に対して1人当り年額1,000円ということになっております。

みかん課のほうでは、均等割の課税人数が、今手元にございませぬので、即答できません。

○岡田委員：わかりました。

○喜多参事：住民税の均等割ということで、現状約1万2,000人程度均等割にかかっています。

○浜口委員長：ほかにございませんか。

○生駒委員：1個だけ聞きたいのですが、この先ほどの利用の件ですが、公共のほうでと言っていました、例えば、団体でそういう木材を利用するようなところでも使えないということですか。団体とは、例えば各種団体です。

○大浦有田みかん課長：基金の使い道としましては、公共施設を想定していたものでございますから、さらに個人ではない各種団体につきましては、調査させていただきます。金額的にも多くないというところもございまして、そこまでは検討していなかったところでございますが、今後調査させていただきます。

○生駒委員：各種団体というのはいろいろあるでしょう。そんなことで、市の中には、市を活性化するためにやっている団体もあります。そういうときに、こういう木材のものを利用していろいろやっていきたいというときに、そこへは使えないのかなということ。それは一遍検討するということですか。

○大浦有田みかん課長：森林環境譲与税の市町村における使い道の使途の一つとして、使えるのか、使えないのかということも含めて調査したいと考えております。

以上です。

○生駒委員：採決をここでするわけでしょう。今それが答えられないのなら……。

○浜口委員長：答えられますか。

○河野部長：今、国が想定しているのは公共施設ということで、まだ細かいところまで国のほうでも想定されておりませんので、今後そういう部分が出てくると思います。また、使途については、そういう団体につきましては、補助金とかそういうもので出ていく格好になる可能性もありますので、今のところは公共施設というふうに限られているところです。

以上です。

○池田委員：年間135万円ですか。

○大浦有田みかん課長：有田市においては、その金額を想定しております。

○池田委員：135万円を基金として積んでいくわけですね。

○大浦有田みかん課長：この森林環境譲与税ということで、一部の使途を人工林の現状調査であるとか、所有者の意向調査というところに使いますので、31年度予算はそれに30万円充てておりますので、残りの135万円から30万円を引いた105万円を31年度予算では基金として計上しております。

以上です。

○池田委員：そうすれば、このお金をそのまま公共施設に使用するというような目的なのですが、10年積み立てても1,000万円足らずにしかありませんよね。公共のものに、例えば、例えの話として、今度プールを建設するとき、中にそういう木材を使用することができる。10年積み立てて、1,000万円そこらでやったところで、しれていると思うのよ。またそのお金を使ったら、また積み立てていくことになるのですよね。

○大浦有田みかん課長：はい。

○池田委員：それなら、公共施設に使うと言っても、少ししかできないのと違うのですか。例えば、この譲与税があることによって、木材を使用しますと。ただ、また補助金とか何か、違う予算を国からくれるとか言うのでしたらあれですけど、10年積み立てても1,000万円足らず、50年積み立てても5,000万円足らず。ほかの使用目的には使えない

のでしょうか。

○大浦有田みかん課長：この森林環境譲与税の目的ですけれども、人工林が多いような市町村においては、人工林の間伐の費用に充てるであるとか、あとは既にある人工林の森林整備に充てるというところが多くなっていくかとは思いますが。

実際の有田市においては、先ほど人工林が約3ヘクタールという少ない面積であることから、実質的な使い道というのは、木材の利用促進方面になります。木材の利用促進方面の一つが、公共施設の木造化、木質化ということでございます。

金額的には、最初は100万円強の金額で始まりますけれども、今後その額がふえてくる見込みでして、最初の平成31年から33年度までは少ないですけれども、平成45年あたりから、その譲与額が約3倍程度になるということ聞いております。

○池田委員：1人1,000円で、有田市で1,200万円、つまり1万2,000人で年間1,200万円払うことになる。有田市にとったらどう、例えば、田辺市ではどうですか。

○大浦有田みかん課長：県の試算によりますと、平成31年度の田辺市で約1億570万円程度です。

○池田委員：有田川町はわかりますか。

○大浦有田みかん課長：有田川町が、約2,950万円です。

○池田委員：有田市にとったら、ちょっと要らん。こんな条例やめておこうか。

○河野部長：森林環境譲与税の国の考えというのが、地球温暖化の防止、国土保全、水源の涵養等の重要な役割を木が担ってくれているという思いがあるので、そういう森林整備やその促進に必要な地方財源を確保するために森林環境譲与税というものを設けていますので、そういう趣旨ということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○池田委員：よくわからないのですよ。そういうきれいな言葉で税金を徴収する、国のあれですから。実際に温暖化とか言っていますが、もっと勉強しなければ税金を納めるだけ。このようなものは、本当に勇気を持って断るぐらいにならないと。私たちには、このようなものは何のメリットもありません。とだけ言っていたら市民のためになるのですが、なかなかそうもいきませんので、ちょっと有田市で基金条例を考えましょうか。

○生駒委員：余り長いこと話しをしても仕方がないが。これですが、さっきの30万円で一遍調査をするのでしょうか。

○大浦有田みかん課長：人工林の現状がどうであるとか、所有者の今後の意向調査というようなことをする予定でございます。

○生駒委員：ということは、自分ではどこに人工林として杉、ヒノキが多く植えられているか、余り、その野山を昔から駆け回っていて、遊んでいた自分としても余り記憶にないのですが、これを調査して、このようなものがなかったらこれはどうなるのですか。ヒノキや杉が生えていなかったりしたら。

○大浦有田みかん課長：調査の結果、現状が人工林ではなくて天然林に変わっているというようなことであれば、その天然林についての整備については行わないということになります。

以上です。

○生駒委員：この3ヘクタールが、調査した結果、例えば極論ですけど、ゼロでしたら、これは払わなくていいのですか。

○大浦有田みかん課長：人工林整備については、既に天然林であれば、使う費用が不要になるということでございます。

以上です。

○生駒委員：わかりました。

○浜口委員長：議案第5号、ほかに質疑はございませんか。

○委員：なし。

質疑終了 採決 (可決)

議案第6号 不動産の買入れについて
(御前総務課長 説明)

○岡田委員：この前質疑をさせていただいたのですが、鑑定額でそのままいったという答弁だったと思うのですが、やっぱり鑑定士によって額にばらつきがあるということで、もう一社当たれなかったものか、お聞かせください。なぜ1社でされましたか。

○御前総務課長：この前御答弁させていただきました鑑定士につきましては、この近隣の湯浅町になるのですけれども、不動産鑑定士のほうに依頼をかけております。地域を精通しておるといふか、一番よく知っていただいている不動産鑑定士でもあると思いましたが、そちらのほうに依頼させていただいたということになっております。

以上でございます。

○岡田委員：2社目を考えるのではなく、全くこの出てきた価格にこっちがもう納得してしまったのではないかなというふうな雰囲気を受けるのですが。

○御前総務課長：不動産鑑定士になりますので、国家資格を持たれた方というふうなところで、適正な鑑定により、公正妥当な評価額を示していただけると認識をしております。1社のほうでお願いしたところでございます。

以上でございます。

○岡田委員：それと、この資料の部分については、将来買収していくというのですか、そういうふうな話があったように思うのですが、これの今出ている鑑定価格よりさらに高くなるのではないのかなとは思ってしまうのですが、そこら辺の見込みはどうでしょうか。

○御前総務課長：今回のJXTGエネルギーさんから買収する予定の場所につきましては、広大地というのでしょうか、3万1,000平米とかなり広い面積となっておりますので減価がかなりかかっています。安く抑えられた価格となっていると思います。不動産鑑定士さんとかに聞いたのですけれども、一般の方が買収して宅地分譲とかをするにしても、これだけの面積をすることはできないであろうということで、なかなか買い手がつかないということで、安く減価されているというふう聞いております。

ただ、今後買収予定の4筆につきましては、小さい面積になると考えられますので、

その減価率がかからないというふうなところで言いますと、平米単価等は高くなるというふうに考えております。

以上でございます。

○岡田委員：もうアクションとかは既に起こしているのですか。

○嶋田部長：一応、こういう構想があるということは所有者の方は御存じだというように思うのですが、市から正式にこういうことで購入させてほしいという具体的な話というのはこれからでございます。

以上です。

○岡田委員：承知しました。

○生駒委員：今の話で、図の白いところはまだアクションを起こしていないという話ですけど、こういう事業をするときに、このような話をなぜ後回しにするのか理解できないのです。普通、民間でも自分がここでしようとするれば、やっぱり何年もかけてでもある程度交渉をしていくのでは。あのような量販店であれば、もう初めから借地だったら、借地で契約をするなら幾らでときちんと決めてから行くでしょう。何でこんなことを積み残しにして走っていくのか、そこら辺を理解できないのですが。やると決めているのに、こういうことを少しも動かないということが。

○嶋田部長：まず、今回の事業につきましては、プールのほうの建設を先行してきたという経過がございます。プールだけではなくて、あのエリアを健康増進のためのエリアにしていこうという全体の構想も当然合わせてあるわけですけども、そちらの分は「都市公園」という言い方をしておりますけれども、そちらのほうについては具体的には、大まかな構想しかまだございませんので、もう少しきちんとした基本計画なりをつくった上での所有者の方との話になるかなということで、これからということでございます。

以上です。

○生駒委員：今ちょっとここで聞いたのですが、これは買わないでいけるのですか。説明して、わからない。一遍説明してくれたのだと思うけど。

○嶋田部長：今回参考資料としてお示しした中で、港小学校に近いほうの1677の40、41、42、43というあたりですね。小学校に近いほう、ここは購入しなくても全体の事業には影響はないというところでございます。

それから、この間も議場でも答弁させていただいたのは、西側の中央のところの4筆ですね。この4筆については、最悪ここを除いた形での計画も立てられないことはないのですが、やはり少しでもいい施設を新都市公園としていいものをつくりたいということであれば、ここは購入させていただきたいなというところで、これからもう少しきちんとした絵を描いた上での地権者との話になるかというように考えてございます。

以上でございます。

○生駒委員：わかりました。

○浜口委員長：ほかに質疑はございませんか。

○池田委員：何回も聞いて申しわけないですが、この2億100万円、これは安いのですか、高いのですか。もう一回教えてください。安いのですか。

○御前総務課長：安いと認識しております。というのが、鑑定をとるに当たって、いろ

いろ、売買事例を鑑定士さんのほうでとられていました。それで、平均が標準価格平米単価で2万3,000円ほどの実績が出ておりました、それに対して減価率というので、面積が広すぎる、誰も買わないというので、かなりの減価率が半分以下に落とされて、それで大体、この前御答弁させていただいた7,000円ぐらいに落ちているというふうに認識しておりますので、かなり安い額になっているというふうに認識しております。

以上でございます。（「坪2万3,000円」と発言する者あり）

○池田委員：東日本の大震災以降は、ああいうところは宅地分譲しないのよ。さっき岡田委員のほうからもあったと思うのですが、やっぱり値段交渉というものを真剣にやられたのかなと思うのですが、東燃さんから言えば、いい金額なのですよ、これは。例えば、自分の家を建てるときに、ちょっとでも安く土地を買おうと頑張って交渉するわけですよ。その値段交渉的な努力というのは、かなりされたのですか。

○嶋田部長：なかなかこれは交渉事ですので、ちょっと言いにくいこともあるのですが、JXTGさんからの要求額といいますか、売却に当たっての金額というのは、相当高いものでした。先ほど御前課長が説明したように、うちは鑑定士さんに依頼をして、本来の標準的な単価からすると、この土地が非常に広大で、しかもコンビナートにも近いとか、あるいは一部ですけども津波の浸水区域になっていると、そんなことで普通の需要はないであろうというようなところで、低く補正をかけて、低く見積もって、この2億100万円という額になっていると。そういう意味でいうと、JXTGさんとの開きはありましたけども、この事業の趣旨をJXTGさんも理解してくれて、ある意味こちらの額で最終合意ができた、ということでございます。

○池田委員：さっきも生駒委員の発言にもあったのですが、そのあいているところ、借地でというような、そういうことにはならないのですか。というのは、やはり前もってある程度地権者の人に何らかのアクションを起こすべきであると思うのですよ。そこが、ちょっと僕も理解しにくいのですよ。明石市と違うけど。やっぱり、こういう値段も東燃さんから買うような値段では多分いかないと思うし、ここのこの地権者さんがどういうふうな考えかということにはわかっているのですか。ここにこういうふうなものが建つという趣旨はわかっているけども、正直、この地権者さんはどうですか。

○嶋田部長：先ほども説明したように、正式な形で購入させてほしいという正式な依頼はこれからでございますけれども、プールを建設するというようなことの中で、あのエリアには、都市計画の用途の関係で、本来プールは建てられない区域になっています。建築基準法の中の48条という、特例的に認めてもらうというような、そういう制度があるのですが、その際に一応地元での説明というようなこともさせていただいて、一応所有者の方々もこういう計画があつてというようなことは知ってくれていると、そういうところでございます。

正式にはこれからということですので、なかなかいろんな話が今後出てくる可能性はありますけれども、子供からお年寄りまでみんなが使えるいい施設をつくりたいということの趣旨をきちんと説明して御理解いただけるように努力したいなと思っております。

以上です。

○池田委員：そうしたら、購入できるということでもいいのですか。

○**嶋田部長**：購入できるものというふうに考えてございます。この間も議場でも話をさせてもらいましたが、最終的には収用ということも理屈の上では可能ですので、そうならないようには努力しますが、購入可能と考えてございます。

○**池田委員**：収用はなかなかしにくいと思います。そうなってくると、いろんな裁判とかあり得ることなので、時間もかかるだろうし。本来こういう計画のもとで進めていくことに関して、やっぱり値段交渉はこれからにしても、地権者の方とはある程度売却のそういうような話は済ませておかないと僕はおかしいと思う。買えるのか、買えないのか、借りるのか、今そこらあたりもわからない状況でしょう。この委員会で、相手方とはもう購入の話は済んでいるけども、後は値段交渉でこれから進めていきますと言うことでしたらわかるのです。買えるのかもわからない、借りるのかもわからないとなったら、僕らとしたら、なかなかこれは判断しにくい。後回しにするべき問題じゃないと思う。

○**嶋田部長**：ちょっと繰り返しになりますけども、最終的には購入できるものというふうに考えてございますけども、収用というような、強行的な形を仮にとらないとした場合には、その部分を除いた計画変更というようなことも可能ですし、この健康増進の都市公園自体ができないというようなことはないと考えてございます。

以上です。

○**池田委員**：いいです。

○**生駒委員**：これは、健康増進のためになるもの、それはそれで反対するものではないが、やっぱり今、池田君も言われているように自分もそこが引っかかってしょうがない。その不動産の買い入れについて、特にそれだけのことを言いますが、今少し聞くと、そこを買えなかった場合は、そこを除いてでもまた計画変更でやっていく。それだったら、当初そちらから示してくれた、こういうのをやりますという、漫画みたいな絵を見せてくれましたが、そのようなもの変更されたら私は困る。あなたたちが議会へ出してくれたのと違うのですか。漫画みたいな絵を描いて、見せてくれましたよね。そのようなものを途中で買えなかったからといって変更しますというようなことをされると、自分は困る。やっぱり計画どおりやっていく、議員の皆さんがある程度聞いて理解してもらってやっているのに、途中で買えなかった……。だからさっきから言っているのですが、こういうことを解決しないで進んでいったら、そのようになってくる。初めから買えなかったら、変えたらいいのじゃないかと言って、そのように来られると困る。だから、これは判断できません。

○**嶋田部長**：まず、このJXTGさんの土地を購入させていただいて、その上で民地も精一杯努力して購入できるものと考えてございます。ただ、私が先ほど申し上げたのは、可能性の問題として、最終折り合いがつかなかった場合に、収用という形をとるのか、計画変更ということを選択するのかという可能性を申し上げただけで、あくまでここも買収した上での計画を進めていけるように努力したい。次のステップとして、これから民地との交渉を始めていくということでございます。

以上です。

○**池田委員**：市民目線で言えば、例えば、僕がこの施設を利用するとします。例えば、これが収用できなかった、計画変更でここにこれが残りました、何でこのようなところ

に、このようなものが残っているのかとなる。それで、市民のために、一生懸命仕事をされたと思うのですか。聞いている分には聞こえがいい。何であのようなところに3軒か4軒ほど。行ったら、何よ。このようなところにこのようなもの、ここはなぜ残ったのかと言いますよ。例えば、これらは幾らぐらいで買収しようと想定していますか。

○嶋田部長：この民地に関しては、これも当然鑑定をとった上での交渉ということになります。まだ額については、これからということになります。

それと、おっしゃるとおり、ここを残した中での計画というのは、市民目線からいうと、あり得ないというような御意見だと思います。確かにそれはおっしゃるとおりで、そのためにはこれから努力していきたいというように考えてございます。

以上です。

○池田委員：だから、これから努力するのと違うのです。正直、東燃さんの土地などは後にしてもいいのですよ。売ってくれるのですよ。値段は安くなるのか、高くなるのかはわかりませんが。まずしなくてはならないのは、僕は順序が逆だと思う。ある程度購入できる確約というものをとっておいてもらわないと、判断できにくい。有田市は、借地が多過ぎるから。ひとつ聞かせてください。これを後回しにした根拠は何ですか。

○嶋田部長：結果的には後回しにした形になってしまいますけども、まずはJXTGさんとの交渉を優先して、次のステップとして民間の土地に関してもという、そういう順序で考えたということでございます。

以上です。

○池田委員：それが、順序が逆と僕は言っているのですが。東燃さんは、話がしやすい。企業だし、あそこの利用価値はもうないし、置いていても税金がかかってくるだけだし。だから、例えば、買えると踏んでいるのか、最悪借りようと思っているのか、強制執行するのか、その計画を修正するのか。そういった考えで後回しにしているのかもわかりませんが……。

○嶋田部長：これからの話でございますので、仮定の話というのはなかなか申し上げにくいのですが、まずは購入できるように精一杯努力をするというのが先決だと思いますので、順序は逆だとお叱りをいただいておりますけども、まずはこれから一生懸命にやっていきたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思っております。

○池田委員：言葉尻を拾うようですが、想定、仮定の話なわけですよ。じゃあ、そのようなものは賛成できない。悪いけど。決まっていなないものに対して、「はい、賛成しました」、「はい、買えません」、「買えることになりました」、「強制執行します」、「しません」、「じゃあ、もうその施設自体を変更します」、そのようにどうなるかもわからないものに賛成できない。市民の税金を2億100万円使っていいものをつくらうとしているのに。この3軒だけ残ったらいいものつくれない、そもそもの計画どおりに。皆さんが出した計画は、市民の福祉を考えて、いいものをつくらうと出してきた計画でしょう。それが、これが買えなかった、じゃあ変更します。ごめん、僕はこの件については賛成いたしかねます。

以上です。

○生駒委員：委員長、休憩してください。

○浜口委員長：それでは、11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時12分

○浜口委員長：休憩前に引き続き、会議を継続いたします。

議案第6号に対する質疑はございませんか。

○生駒委員：一遍ちょっと、先ほどのことを繰り返して悪いのですが、あなたたちが努力してくれていることもよくわかるけど、東燃——J Xとの交渉から始まって、ここまで来た経緯を、どんな交渉をしてどんな結果で、このように言って、またこのように言ってということがわかりますか。何回交渉に入ってどうかというのは、それはわかりますか。

○嶋田部長：J X T Gさんとの交渉については、正式に両者によつての会議もありますけども、市長が直接頼みに行ったりとか、副市長がお願いに行ったりとか、そういう水面下のことも結構やりとりがございまして、そういう意味で何回というのはなかなか申し上げにくいのですが、もともとあそこにはアパートもありますので、その解体をどうするのかということも含めて、解体をこっちでやるから、それこそ無償でというような、そういうことから始まって、いろんなやりとりがございました。

先ほども少し触れましたけれども、J X T Gさんとしては、もう少し高い額を要求されているというような、そういう経過もございます。最終、解体は、J X T Gさんがすると。土地に関しては、こちらの鑑定に基づいた額でいこうかと、そういう形で最終合意を見たというところでございます。

以上です。

○生駒委員：何回かわからないというような、それは1回ですか。

○嶋田部長：正式なというふうなことで言ったとしても、五、六回はやっているかと思えます。

○生駒委員：J Xさんとは、そうやって五、六回話をして、今残っている白いところは一回もしていないということですか。

○嶋田部長：正式な話、依頼ということでは、これからということではございません。

以上です。

○浜口委員長：一言、私からも言っておきたいのですが、この間の本会議場でも質疑させていただきましたが、やりやすいほうからと池田議員も言っていましたけど、やりやすいほうから、いわゆるJ Xの土地なんかは、交渉対象に余り比重をかけないで、まず権利のある個人の土地というものをあらかじめ下話しておいて、ほぼ買収できるというような腹つもりを持って、そして後、J Xの土地に対しての交渉とかということをしなないと。J Xなんか、このようなものは火事を起こした弁償に持ってこいと、金で買わないと、当然大きな火災を起こしたのだから、その弁償に持ってこいとというぐらいの話ぐらい、行政としてかけるぐらいの気持ちを持っておかないと。J Xの土地を買いに行つて、壊す費用をどうのこうの、坪は2万3,000円や、鑑定士に見てもらったら、これぐらいの値段だよ。このようなもの、皆さん方と違って、我々から見れば、この土地は、

2万3,000円が高いか安いかで言えば、私も高いと思う。このようなものはたたける。いらぬのだから、あのようなところ。しかし、鑑定したということであるから、鑑定した金額であるから、とやかく言えないけど、後で憂いの残らないように。

そして、必要ではないかもわからないということでは、やっぱりあの地域全体をこの色塗りの中にしないと、残すことがやはり有田市の行政の上において、残せるところであるからということではなしに、この一角全部をやっぱり色塗りの地番と虫食い状態の間に置いたというのは大変だと思う。これは、地権者に対してうまく交渉して、最終的には、先日の本会議場でも都市公園としての土地収用法の権利もあるということは聞いて、この収用法というのは最終段階であるのですが、ここには土地だけではなくに建物があるわけ。そういうことを踏まえて、必ず都市公園としての全体像が見えるように努力してほしいと思う。

私も、各委員さんの発言を聞いていると、皆さん方に少しプレッシャーをする。今までの過程を見てみると、土地の買収とかそういう面については、かなり下手。行き詰まりが多いと思う。余りにも、一般的な見方というのは、皆さん方には薄い。もっとやっぱり土地の売り買いでは、うまく時間を言わんと、夜昼問わず交渉するとか、また地権者に対する第三者の人、交渉する人の中に入れるとか、うまくはかっていただきたいと思います。

この件については、いつもいつでも我々議員は、もう最後は仕方ないよというようなことで片づけてしまうのですが、本来はやっぱり難しいものを先に解決して、楽なほうは後からやるというぐらゐの気持ちで、用地に対しては折衝能力を上げていただきたいと思います。

以上、私からも申し添えておきます。

議案第6号について、質疑はありますか。

○福永副委員長：この案件に関しては、私は賛成するつもりでいるのですが、しかし、あと4筆残っているところは、最低でも借地というような格好でけりをつけてくれるなよということを申し添えておきます。そのときは必ず買収できるよう、「借地」というような条件がついてきたならば、そのとき私は、全体の公園の方は反対します。それを申し添えます。

○浜口委員長：ご質疑ありませんか。

○委員：なし。

○浜口委員長：なければ、議案に対する質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第6号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○委員：異議あり。

○浜口委員長：異議ありということでございますので、採決をいたします。議案第6号に対して賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手 （ 挙手 1名 ）

○浜口委員長：挙手1名であります。よって、当委員会に付託されました議案第6号については、委員会としては否決いたします。

採 決 （ 否 決 ）

ほかはないでしょうか。なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 11 時 27 分 閉 会